

街路樹等の移設等に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公園施設課が管理する街路樹等の移設、代替街路樹等の新設又は撤去処分（以下「移設等」という。）に係る事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街路樹 街路に沿って植えられた樹木をいう。
- (2) 街路樹等 街路樹及び街路樹を維持管理するための施設（以下「施設」という。）をいう。
- (3) 移設 既存街路樹を別の場所に植え替えること又は施設を別の場所に移すことをいう。
- (4) 新設 街路樹等を新しく設置することをいう。
- (5) 撤去処分 既存街路樹等を撤去（抜根を含む。）し、処分することをいう。

(移設等の申請)

第3条 街路樹等の移設等を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、街路樹等移設申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(判断基準)

第4条 市長は、申請者から前条の申請（以下「申請」という。）があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めたときは、原則として申請を承諾するものとする。

- (1) 道路等の新築又は改築により街路樹等が支障となるとき。
- (2) 街路樹等を現況のまま残さなければならない特段の必要が認められないとき（記念樹等）。

(承諾の内容)

第5条 市長は、申請を承諾する場合において、次の各号に掲げる既存街路樹等の状態等に応じ、当該各号に定める方法により移設等を決定するものとする。

- (1) 既存街路樹等が健全なとき 原則「移設」とする。なお、移設が困難なときは、代替街路樹等の「新設」（既存街路樹等と同程度のもの）とする。
- (2) 前号において移設先又は新設先が見つからず、また、撤去しても特段の支障がないとき 「撤去処分」とする。
- (3) 前2号によらないとき 申請者と協議を行い、決定するものとする。

(移設等の取扱い)

第6条 街路樹等の移設先及び代替街路樹等の新設先は、市長が指定する。

2 移設等に係る経費は、全て申請者の負担とする。

(承諾書の交付)

第7条 市長は、申請を承諾するときは、街路樹等移設承諾書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、申請を承諾する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(完了検査)

第8条 申請者は、移設等の施工完了後、速やかに完了写真を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の完了写真の提出を受けた日から14日以内に完了検査を行うとともに、施工等に不備があったときは、申請者に是正を求めるものとする。

(枯れ補償)

第9条 市長は、移設又は新設した街路樹等が申請者の責めに帰すべき事由により、完了検査の日から1年以内に枯損したときは、申請者に対して街路樹等の植替えを求める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。